

日本労働年鑑 第28集 1956年版  
The Labour Year Book of Japan 1956

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第四章 土地闘争・軍事基地反対闘争

第二節 土地闘争・接收反対闘争の展開

日農統一派第八回大会における土地問題討議の中より、主要な土地闘争事例をひろいあげると次のようなものがある(以下「農民運動資料」一九五四・一〇第六四号による)  
愛知……都市計画による一〇町歩の区画整理地の補償金要求闘争。坪一万円要求貫徹。  
新潟……地主が反当一〇万円―二〇万円の売渡しを行おうとしているので、小作人組合を作ってこれを拒否している。

福島……学校敷地のための六、〇〇〇坪の土地取上げに対し、関係者自作五名、小作一名は、村当局の坪五〇〇円買上げ案を拒否、村長と交渉し、坪一、〇〇〇円反当三〇万円の補償を認めさせた。小作人は坪五〇〇円の離作料を要求し、六畝につき九万円を獲得した。

神奈川……昨年夏、日大が七四戸の小作農に貸していた一六町歩の土地取上げを強行せんとし、これに対し日農組織のある部落では半分確保、半分返還、組織のない部落では三〇%確保に終わった。

元海軍飛行場で、現在保安隊米軍の演習地を五一年より約三町歩実力開墾したが、目下国より立退きを請求され闘争中。

茨城……住吉、勝田に飛行場のための土地取上げ(一、二〇〇町歩)問題が起っている。法廷闘争でたたかう方針である。自由労組の援助で出来た振興会は労農同盟の端緒的形態である。

群馬……浅間山米軍演習地接收問題では労働者と農民が反対して闘争中。

大体、以上が闘争事例として報告されたうち主要なものであるが地主の土地取上げが瀕発していても、それは一件毎にみると零細な二、三反の土地であり、関係小作人も二人または三人という少数であるため、土地をめぐる大衆闘争には発展していないのが実情である。農民組織の態勢も十分にこれをとりあげるまでには至っていない。「全国的に重要な土地取上げに対する闘争はどのように発展しないのか」との日農本部側の疑問提起に対しても、十分な解答はなされていない。

つぎに日農統一派の指導した土地闘争の中でも成功した事例とされる長野県南佐久郡の土地管理組合の運動をみよう(以下河合常任の報告から)。

長野南佐久の土地管理組合

長野県栄村では、一九四九年小作料一括納入、土地取上げ防止、耕地の共同管理、蔭樹切り等を目的とする土地管理組合を結成、参加者一二〇戸。土管は四件の土地取上げを解決し、蔭樹切り委員会を作って蔭樹切りを行い、また小作契約は二〇年期限の文書契約とし、小作料は一括納入している。一九五〇年には税務署と税金について団交し、また労務組合をつくった。しかし欠陥と

しては組織小作農が現在七〇戸(全農家七〇〇戸)の少数で、ヤミ小作料は依然残っている。貧農の結集は不十分で土管の組織拡大は熱心にとり上げられてない。日農はつぶれたので土管は独立組織の形となっていた。現在旧日農組合員で日農支部を再建したが、土管と日農との関係は明確でない。なお労務組合は八〇名で五三年末組織、村の工事を請負い日当三百円を支払わせたが現在は解散状態。

桜井村では一五〇戸の農民組合があり、その下に土管部がある。一二〇戸の小作人全部が参加し、小作地の共同管理をなし、小作料一括払いを行っている。地主保有地は山寄りの悪い土地で、しかも土地取上げはできず、旧小作人が地主に頭が上らぬということはない(日農統一派「農民運動資料」一九五四・八第六三号一一四ページによる)。

つぎに日農主体性派の動きをみると、福島県三瀨郡大溝村では地主組合が結成されて五四年一〇月二五日現在で一五〇件の土地取上げ申請が農委提出されているので、これに対抗して一〇月二三日大溝村小作人組合がつくられ、一二月初め農業防衛、土地取上げ反対の農民大会が行われた。

### 南犬飼村山林解放闘争

日農統一派栃木県連の南犬飼支部では五二年以来次三男同盟をつくって山林解放闘争をつづけてきたが、その後同盟は解散状態となった。三年前獲得した四〇町歩の山は日農組合員だけに分配したが現在村は日農と保守勢力の愛村同志会に二分されている。日農は同志会傘下の貧農をもふくめた全村的山林解放運動を起した。次にその経過をみよう。

三月三十一日二五〇名(内日農二〇〇名、同志会五〇名)より提出された未墾地解放申請が村農委にかけられ次のようにきまった。

- (一)三ヵ月以内に総合計画を立て、その中で未墾地解放申請を解決する。
- (二)三ヵ月以内にできない時は申請を承認する。
- (三)自家開墾に対しては警告を発する。

六月二四日村農委が開かれ、総合計画の立たない旨が報告され、農委の辞職か申請の承認かで日農、同志会両派の激論となり、意見の一致をみずに紛糾、七月四日農委の全員協議会が召集された。同志会側の農委の一部が辞任し、日農は農委の多数をにぎることに成功した。七月七日には未墾地解放農民大会が開かれ、日農の農委正副会長により問題を処理することが決議された。しかるに口頭による農委の辞任は無効なりとの県当局の意向表明により、先に辞任したものとされた委員は依然としてその職にあるものとの解釈が同志会側により主張されたが、この県当局の見解は日農の抗議により取消された。

かくて七月一日、日農側委員四名による農委が開かれ、先の申請の認可、二〇〇町歩の未墾地解放を決定した。

しかし七月一六日の農委選挙には日農側は一、三六五票に対し同志会は一、六六五票と、日農の敗退に終わった。新農業委員会で同志会側より先に決定した未墾地解放は無効なり、との動議が提出されたが否定され、結局県農委で問題とされることになった。(前掲「農民運動資料」第六三九ページ以下参照)。

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---